

平成十八年四月十八日受領
答弁第二一五号

内閣衆質一六四第二一五号

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成文書「朝鮮半島をめぐる動き」に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成文書「朝鮮半島をめぐる動き」に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年四月一日現在、外務省アジア大洋州局北東アジア課（以下「北東アジア課」という。）の課員は、十九名である。

二について

平成十八年四月一日現在、北東アジア課において勤務する非常勤の国家公務員は、三名である。

三について

御指摘の文書の取扱いの詳細については明らかにする事は、秘密保全の体制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

四について

北東アジア課においては、必要に応じて調査及び分析を行っているが、調査及び分析に当たる課員の範囲については事案ごとに異なるため、調査班の構成等について、外務省として一概にお答えすることは困難である。

五から八まで、十及び十二について

外務省においては、国際情勢や我が国と各国との関係について種々の調査及び分析を行っているが、個々の資料の存否を含め、調査及び分析の詳細についてお答えすることは、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。

九について

お尋ねについては、個別具体の事例に即して判断すべきであり、外務省として、一概にお答えすることは困難である。

十一について

御指摘の事例はある。